

工事請負代金の前払金請求について

このことについて、丸亀市建設工事請負契約約款により前払金の支払基準に該当し、これを請求する方は、事務手続上必要ですので、まず下記6についてご確認いただいた上で、下記必要事項に記入押印し、落札決定日の翌日までに、**工事担当課**へ提出してください。

記

1 工 事 名

2 工 事 期 間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日

3 請 負 代 金

4 予定請求金額

(請負代金の10分の4以内。ただし、10万円未満の端数は切り捨てる。)

5 中間前払金請求予定 有 ・ 無 (いずれかを○で囲んでください。)

* 中間前払金のご請求にはいくつかの要件がございます。

詳しくは市のホームページの中の入札・契約制度に関する規程「建設工事の中間前払金に関する取扱要領」

(<http://www.city.marugame.lg.jp/itwinfo/i8988/file/tyuukanmaekinnyouryou.pdf>)

をご覧ください。市担当者にお尋ねください。

- 6 契約保証
1. 現金納付 2. 有価証券の提供 3. 銀行等の金融機関の保証
- (○を付けてください) 4. 保証事業会社(西日本建設業保証等) 5. 公共工事履行保証証券(履行ボン)
6. 履行保証保険(定額てん補方式)契約の締結 7. 免除(契約金額500万円未満)

7 下請人に対する配慮

元請人は注文者から前払金の支払を受けたときは、下請人に対して資材の購入、建設労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をしなければなりません。

特に、公共工事においては、発注者(下請契約における注文者を除く。)からの前金払は現金でなされるので、企業の規模にかかわらず、前払金制度の趣旨を踏まえ、受注者に対して相応する額を速やかに現金で前金払するよう十分な配慮をしてください。

令和 年 月 日

丸亀市長 様

契約者名 _____